



山形県公報

平成16年7月23日(金)
第1561号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

|                     |                      |     |
|---------------------|----------------------|-----|
| 市町村が行う国土調査の指定.....  | (農村計画課) ...          | 863 |
| 県営土地改良事業計画の決定.....  | (庄内総合支庁農村計画課) ...    | 同   |
| 土地改良事業施行の適当の決定..... | (同) ...              | 864 |
| 県道の供用の開始.....       | (村山総合支庁建設総務課) ...    | 同   |
| 道路の位置の指定.....       | (村山総合支庁北村山総務建築課) ... | 同   |

### 公 告

|                                         |                   |     |
|-----------------------------------------|-------------------|-----|
| 平成16年度2等陸士、2等海士及び2等空士として採用する自衛官の募集..... | (市町村課) ...        | 865 |
| 平成16年度消防設備士講習の実施.....                   | (消防防災課) ...       | 同   |
| 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請.....               | (村山総合支庁企画振興課) ... | 866 |
| 同.....                                  | (同) ...           | 同   |

## 告 示

### 山形県告示第765号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第6条第3項の規定により、国土調査として次のとおり指定した。

平成16年7月23日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 指定年月日  
平成16年7月16日
- 2 調査を行う者の名称  
遊佐町
- 3 調査地域  
飽海郡遊佐町大字杉沢の一部
- 4 調査期間  
平成16年7月16日から平成17年3月31日まで

### 山形県告示第766号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により県営白山地区土地改良(水田農業振興緊急整備)事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成16年7月23日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 縦覧に供する書類の名称  
県営白山地区土地改良(水田農業振興緊急整備)事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する場所  
鶴岡市役所
- 3 縦覧に供する期間

平成16年7月27日から同年8月24日まで

4 その他

この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

山形県告示第767号

大町溝土地改良区から土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第1項の規定により申請のあった新規土地改良事業の施行について、同条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により平成16年7月13日その申請を適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成16年7月23日

山形県知事 高 橋 和 雄

1 縦覧に供する書類の名称

- (1) 新規土地改良事業計画書の写し(上北目地区)
- (2) 大町溝土地改良区定款の写し

2 縦覧に供する場所

松山町役場

3 縦覧に供する期間

平成16年7月27日から同年8月24日まで

4 その他

この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

山形県告示第768号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成16年7月23日から同年8月5日まで縦覧に供する。

平成16年7月23日

山形県知事 高 橋 和 雄

1 路線名 山形天童線

2 供用開始の区間 山形市大字漆山字住吉756番5から  
天童市大字高揃字笠仏南1007番1まで

3 供用開始の期日 平成16年7月23日

山形県告示第769号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、道路の位置の指定を次のとおり指定した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部北村山総務建築課及び東根市役所において縦覧に供する。

平成16年7月23日

山形県知事 高 橋 和 雄

1 指定の番号 私道(村)第252号

2 指定の場所 東根市神町北一丁目5834 - 30

3 道路の現況 幅員 6.00メートル  
延長 9.87メートル

4 指定年月日 平成16年7月14日

## 公 告

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条、第117条第1項及び第118条の規定により、2等陸士、2等海士及び2等空士として採用する女子の自衛官の募集を次のとおり行う。

平成16年7月23日

山形県知事 高 橋 和 雄

### 1 募集期間等

| 募 集 期 間                  | 試 験 期 日    | 試 験 の 概 要    | 試 験 場 の 位 置             | 試 験 場 の 名 称                          | 採用時期                  |
|--------------------------|------------|--------------|-------------------------|--------------------------------------|-----------------------|
| 平成16年8月2日から<br>同年 9月8日まで | 平成16年9月26日 | 口述試験<br>身体検査 | 東 根 市                   | 陸上自衛隊神町駐屯地                           | 平成17年<br>3月又は<br>同年4月 |
|                          | 平成16年9月27日 | 筆記試験<br>適性試験 | 山 形 市<br>鶴 岡 市<br>東 根 市 | 山形大学（小白川キャンパス）<br>鶴岡合同庁舎<br>東根市神町公民館 |                       |

### 2 応募手続

応募しようとする者は、市役所、町村役場又は自衛隊山形地方連絡部において志願票を受け取り、これに所定の事項を記入して、住所地を管轄する市町村長に提出すること。

### 3 その他

詳細については、自衛隊山形地方連絡部（電話023(622)0711）、市役所、町村役場又は山形県総務部市町村課（電話023(630)2075）に問い合わせること。

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の10の規定により、工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習を次のとおり実施する。

平成16年7月23日

山形県知事 高 橋 和 雄

### 1 講習の日時及び場所

| 区 分                 | 場 所                               |                                  |
|---------------------|-----------------------------------|----------------------------------|
|                     | 山 形 市                             | 東 田 川 郡 三 川 町                    |
| 消 火 設 備 講 習         | 平成16年10月13日(水)<br>午前9時30分から午後5時まで | /                                |
| 警 報 設 備 講 習         | 平成16年10月14日(木)<br>午前9時30分から午後5時まで | 平成16年10月8日(金)<br>午前9時30分から午後5時まで |
| 避 難 設 備 ・ 消 火 器 講 習 | 平成16年10月15日(金)<br>午前9時30分から午後5時まで | /                                |

### 2 講習受講対象者

消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第33条の17第1項及び第2項の規定により講習を受けなければならない消防設備士

### 3 受講手続

受講申請書を平成16年9月13日(月)から同月28日(火)までの間に山形市松波二丁目8番1号総務部危機管理室消防防災課に提出すること。

### 4 その他

詳細については、総務部危機管理室消防防災課（電話023(630)2228）又は山形県消防設備保守協会（電話023(630)2558）に問い合わせること。

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証について申請があった。

平成16年7月23日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 申請のあった年月日  
平成16年6月4日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名 称  
特定非営利活動法人 山形県賢友会
  - (2) 代表者の氏名  
森下 泰夫
  - (3) 主たる事務所の所在地  
山形市城西町四丁目2番38号
  - (4) 定款に記載された目的  
この法人は山形県民に対して、腎臓病に関する正しい知識の普及及び社会啓発並びに腎臓病患者の自立と社会参加の促進を図る事業を行い、もって山形県民の保健、医療及び福祉の増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証について申請があった。

平成16年7月23日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 申請のあった年月日  
平成16年6月28日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名 称  
特定非営利活動法人 地球のステージ
  - (2) 代表者の氏名  
桑山 紀彦
  - (3) 主たる事務所の所在地  
山形市小立一丁目10番30号
  - (4) 定款に記載された目的  
この法人は、国内外において、子供から大人まですべての人を対象にした国際理解を得る機会を提供し、世界と自らのつながりが意識できるような開発教育の場を提供する。また、世界の紛争や貧困にあえぐ国々への支援を行い、世界の平和、平等への意識づくりや直接的な貢献を実践することを目的とする。